

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見

1. (該当箇所)

p.1 第1 総論

1 インターネットを用いてする申立てによらなければならない場合

(意見)

【甲案】【乙案】に反対です。

【丙案】電子情報処理組織を用いてしなければならない場合を設けない（電子情報処理組織を用いてする申立て等と書面等による申立て等とを任意に選択することができる。）。ことに賛成です。

(理由)

【甲案】【乙案】共、委任を受けた訴訟代理人は電子情報処理組織を用いなければなりません。日本国憲法 32 条には、裁判を受ける権利が定められています。インターネット利用が増加しているとはいえ、インターネット利用をしていない人、不慣れな人にとって、裁判申し立てについても十分な経験がなく不安の中で、インターネットを用いなければならないとされることは、公正な裁判手続の下で、裁判を受ける権利を阻害するのではないかと考えます。

訴訟代理人も慣れている人ばかりではないと考えます。

(注1) では、【丙案】の内容を実質的に実現した上で、その後段階的に（乙案を経て）甲案を実現するものとする考え方には、理解をしますが、慎重に判断する必要があります。また、(注1) の本人サポートの充実度との記載がありますが、インターネットの申し立てをするために他の人からのサポートを受けて、その費用についても負担になるようなことは、当事者の利便性に相反することとなります。

【甲案】にある「やむをえない事情があると認めるときはこの限りではない」とありますが、その定義が曖昧です。

2. (該当箇所)

1 インターネットを用いてする申立てによらなければならない場合

(意見)

(注3) (注4) にある、システム障害等で、訴訟が書面等で提出されたときに一旦受付を行い、訴状の提出を基準として時効の完成猶予効を認めることに賛成します。

(理由)

(注4) の記載の通り、アクシデントでの対応は考えておくべきで、その際の猶予も必要です。この場合、裁判所のシステムの故障だけではなく、当事者のシステムの故障の際にも急遽書面での提出を余儀なくされたり、遅れたりする場合にも、いったん書面を受け付

けることで、時効完成猶予の対処をすべきであると考えます。

また、時効のみならず、控訴期間などについても、同様にいったん書面で受け付け、後の補正が可能となる対応をすべきです。

3. (該当箇所)

p.3 第1 総論

3 訴訟記録の電子化

(意見)

当事者が提出した書面を電子化にするための手数料の徴収をすべきではありません。

(理由)

丙案、乙案では、本人がオンラインで提出することは義務ではありません。手続や保管のために訴訟記録を電子化することが裁判所の事務作業であると考えれば、書面で提出をした訴訟記録を電子化するための手数料は当事者負担にすべきではないと考えます。また、電子化されても、事件管理システムにより記録を閲覧できるというメリットは、もつぱら、オンライン化に対応でき、そのシステムに熟達した側に生じます。

制度として書面での提出も可とするなら、手数料を徴収するべきではありません。仮に徴収するとしても、極めて定額で負担感が発生しない程度にするべきです。

また、この手数料を書面作成提出費用と同様に訴訟費用として扱うか否かにしても、不公平にならないためにも負担額は少なくするべきと考えます。

4. (該当箇所)

p.4 第2 訴えの提起、準備書面の提出

(意見)

本人確認の方法については、なりすましなどが無いよう、他で行っている方法なども参考に慎重に規制をしてください。

(理由)

なりすましや改ざんは個人情報の漏洩につながり、本人確認は厳重に行う必要があります。たとえば、最初アカウント作成時には、裁判所に出向き、本人確認書類を提示させるなどが必要であると考えられます。

5. (該当箇所)

p.4 第2 訴えの提起、準備書面の提出

(意見)

濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、デポジットを徴収することに反対します。

(理由)

事例として挙げてある濫用防止のためのデポジット制は、自由な訴訟の権利を行使できないものとなるため反対です。また、数百円程度で防止に有効であるとは考えられません。訴え提起手数料を納付しなければ訴状は却下されるどころ、訴状却下に至るまでに裁判所の事務量をいたずらに増やしているから対処すべきということが前提とされていますが、

そのような濫用の実態が明らかではありません。

6. (該当箇所)

p.4 第3 送達

1 システム送達 (3)

(意見)

当事者等が二以上あるときに、最初に送達すべき電子書類の閲覧又は複製をした時にその効力を生ずることに反対です。

(理由)

当事者等が複数いた場合に、一人が最初に閲覧し、関係者間で共有が出来る前に効力が発生してしまうのは好ましくありません。当事者等が複数の場合は、全員の閲覧が終了した時、または代表者を決めて、その人が閲覧した時に効力が生ずるなどの仕組みが必要であると考えます。

7. (該当箇所)

p.4 第3 送達

1 システム送達 (4)

(意見)

通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧または複製をしない時に、電子書類を閲覧したとみなすことに反対です。

(理由)

当事者にメールが届いていない場合もあるし、パソコンの不具合等で閲覧ができないこともあり、知らないうちに、閲覧したとみなされることは不利益が大きすぎます。裁判所側が通知の到達を確認することが必要であり、通知方法も書面は郵送するほか、電話での確認や、メールの返信を待つことなどで閲覧したことを確認すべきです。

8. (該当箇所)

p.4 第3 送達

1 システム送達

(意見)

送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない当事者等に送達する場合は、書面への出力をして郵送等で行うべきです。

(理由)

(注2)にあるように、通知アドレスの登録を行っていない当事者には、提出書面および電子書類を書面に裁判所が出力して、送付また郵送する必要があると考えます。そもそも通知アドレスの届け出がされていない当事者には、該当電子書類の出力ができない者もいると考えられるため、電子媒体を要する手続きを含めるべきではありません。

9. (該当箇所)

p.4 第3 送達

1 システム送達

(意見)

当事者に送達する書面について、手数料を納付し裁判所が出力した書面を使用する場合には、当事者の手数料が負担にならない程度にするべきです。

(理由)

通知アドレス登録の届出がない当事者に対して、送達は書面で行うことが基本的考え方となりますが、裁判所が書面を出力する場合の手数料は負担にならない程度にするべきです。

1 0. (該当箇所)

p. 6 第3 送達

2 公示送達

(意見)

公示送達については、インターネットを用いた公示と共に、今まで行ってきた書面での裁判所での掲示も行うべきです。

(理由)

インターネットを利用できない人も多くいるので、公示送達の事実気づくことができない場合もあるため、書面での掲示も併行して行う必要があります。

インターネットで公示する場合には、自己宛の訴訟の有無を検索出来るようにしておけば十分であり、氏名等を公示する必要はないと思われれます。

1 1. (該当箇所)

p. 6 第4 送付

1 当事者の相手方に対する直接の送付

(意見)

通知アドレスを届け出た当事者への電子書類の直送について、通知をしてから一定期間を経過した場合に閲覧したのと同様の効果を生じさせることは反対です。

(理由)

知らないうちに閲覧したものとみなされるのは不利益であり、閲覧しなかった場合には、電話をするなどして閲覧を促すか、書面を送付すれば足りると考えます。

1 2. (該当箇所)

p. 7 第5 口頭弁論

1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続

(意見)

ウェブ会議等を利用することで、その期日に出頭したとみなすことには賛成ですが、その手続について、本人確認の方法、ウェブ会議を行う環境、など当事者の発言等に影響を及ぼさない環境の整備が必要です。

(理由)

当事者はウェブ会議に慣れていない場合もあり、映像や音声がかちんと聞くことができ

る設備が揃っていることや、十分に意見が言えるように発言のタイミングを随時知らせるなど、安心して発言できる環境についての規律を設けてください。

また、口頭弁論での裁判所の出頭を希望の当事者は認められるべきで、ウェブ会議ありきではない考え方で進めてください。

1 3. (該当箇所)

p.7 第5 口頭弁論

2 無断での写真の撮影等の禁止

(意見)

裁判長の許可を得ないで、送受信された映像または音声について、写真の撮影、録音、録画等の禁止に賛成です。

(理由)

無断で当事者の写真等の複製などがインターネット上等で広まってしまうことの影響は、プライバシーの侵害や個人情報の漏洩の懸念が大きいです。そこに制裁を設けることは妥当であると考えます。

1 4. (該当箇所)

p.7 第5 口頭弁論

4 準備書面等の提出の促し

(意見)

準備書面の提出や証拠の申出がされない時は、当事者に何等かの事情があり出せないこともあるので、遅れている理由を申し述べる機会を設けることや期限の延長の措置が必要であると考えます。

(理由)

提出期限について当事者と同意を取ることや、事情があり資料の提出が遅れている場合もあります。提出命令に違反した場合の制裁もあるため、主張の制限をされることにもなりかねず、遅れている理由を申し述べる機会を設けることや期限の延長の措置が必要ではないかと考えます。

1 5. (該当箇所)

p.8 第6 新たな訴訟手続

(意見)

【甲案】 【乙案】 に反対します。

【丙案】 の新たな訴訟手続に関する規律を設けないに賛成します。

(理由)

新たな訴訟手続は民事裁判手続の IT 化とは関係のないものです。手続きが迅速に行われるとして提案されていますが、訴訟の準備のための書類作成、証拠収集などに要する時間は IT 化されたからといって迅速化できるものではありません。裁判を迅速化する有用性について一定の理解はしますが、時間がかかる裁判には理由があり、丁寧な手続きが必要であると考えます。この新たな訴訟手続がなくても、迅速に行われる案件はあると思われる

ので、新たな訴訟手続は必要ないと考えます。また、【甲案】【乙案】にある、6ヶ月以内の終結のために、様々な制限が設けられることは不十分な裁判になるといえるのではないかと考えます。途中で、異議があった場合に通常の手続に移行できるとはいえ、裁判に慣れていない当事者にとっては、言いにくい状況に追い込まれる場合もあり、また、通常の手続に移行して対応の時間がより長くなる懸念もあります。

16. (該当箇所)

p.20 第11 訴訟の終了

1 判決 (2) 電子判決書の送達

(意見)

通知アドレスの届出をした者に対する電子判決書の送達をシステム送達によって行うとありますが、みなし送達には反対します。

(理由)

該当箇所「7」システム送達で述べた通り、当事者にメールが届いていない場合もあるし、パソコンの不具合等で閲覧ができないこともあり、知らないうちに、閲覧したとみなされることは不利益が大きすぎます。特に、重要な判決書は確実に当事者が閲覧する必要があります。裁判所側が通知の到達を確認することが必要であり、通知方法も書面は郵送するほか、電話での確認や、メールの返信を待つことなどで閲覧したことを確認するべきです。

17. (該当箇所)

p.20 第11 訴訟の終了

2 和解 (3) 新たな和解に代わる決定

(意見)

【甲案】に反対します。

【乙案】新たな和解に代わる決定の規律を設けないに賛成します。

(理由)

裁判所が事件解決のために和解に代わる決定をすることに懸念があります。裁判官によって、安易な事件処理を招き、粗雑な判断を招くおそれがあると考えます。本人訴訟においては、裁判官から和解を押し付けられてしまい、消費者にとってはその内容が有益なものかどうかの判断もできず、異議申し立てができるとはいえ、その判断も難しい場合もあり、また異議申し立ても言いにくい場合などもあるかと考えます。それにより、正当な権利行使をあきらめてしまうおそれがあります。また、説明義務違反や取引全体の反社会性などをみて見て不法行為を主張する事案等が多い、消費者問題に関する事件にはとくに不利であると考えます。新たな和解に代わる決定の規律を作る必要はないと考えます。

18. (該当箇所)

p.22 第12 訴訟記録の閲覧等

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

(3) 裁判所に設置された端末による閲覧等を行うことができない場合

(意見)

(注3)にある、訴訟記録や和解を記載した調書(例えば、その全部又はそのうちいわゆる口外禁止条項を定めたもの)について、閲覧等の制限することのできる書面を定めることに反対です。

(理由)

消費者事件では、同種の被害が多数発生し、被害が少額であることからなかなか訴訟に踏み切れません。訴訟になった消費者との間だけ解決しその解決内容を秘密にするというのは、適切な企業活動とは思えません。訴訟での解決内容はできるだけ明らかにすべきです。

19. (該当箇所)

p.22 第12 訴訟記録の閲覧等

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

(意見)

(注4)にある、事件係争中の当事者を含め、裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等を請求する者から対価を徴収することに反対です。

(理由)

考え方として、裁判所外の端末での閲覧との不公平とのことですが、現行では当事者は裁判所で閲覧に手数料がかかりません。当事者と利害関係者や第三者とは、分けて考えるべきであると考えます。

20. (該当箇所)

p.22 第12 訴訟記録の閲覧等

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

(意見)

【甲案】に反対します。

【乙案】利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧を認めないことに賛成です。

(理由)

利害関係のない第三者は、希望する裁判所に出向いて、裁判所に設置するパソコンを用いて画面に表示させることで対応すべきであると考えます。裁判所外の、たとえば自身の端末を利用しての閲覧を認めた場合、複製されてしまう懸念があり、プライバシーや個人情報の遵守に関して大変懸念がされます。

21. (該当箇所)

p.22 第12 訴訟記録の閲覧等

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

(4) 裁判所外の端末による閲覧等をするできない場合

(意見)

訴訟の完結した日から一定の期間が経過したときは、訴訟記録の閲覧及び複製ができない

とありますが、当事者および利害関係にあるものは、期間を設けず閲覧や複製は行えるべきです。

(理由)

訴訟記録の電子化により、保存期間も長期化も可能となると考えます。当事者および利害関係のあるものは、自身の訴訟記録の保存期間中は、裁判所外の端末で、閲覧や複製は行えるべきであると考えます。システムの容量の問題があるとしても、事前に申請して裁判所外の端末で見られるようにすべきです。

2 2. (該当箇所)

p. 22 第 12 訴訟記録の閲覧等

4 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

(意見)

閲覧制限があったときは、当事者等および補佐人以外のものに訴訟で知った秘密を開示してはならないとすることは、訴訟準備に支障が出るのではないかと考えます。相手方からの不服申立てができるような規定を設けるべきであると考えます。

(理由)

記録されたプライバシーや営業秘密が含まれる書面において、開示できない場合があることも理解できますが、その内容が、閲覧制限にあたるかについて、相手方が争えないのは不公平です。相手方の不服申し立てができるような規定が必要です。

また、消費者問題の場合に、勧誘の違法性や、取引の仕組みの違法性（投資運用を標榜しているが運用の実態がないなど）を立証するに当たり、ほかの案件で開示された資料（勧誘マニュアルなどの資料、帳簿などの資料）を利用することに制限が加えられることとなります。また、開示された資料に基づいて関係者や専門家から意見を求めるのが困難になり、訴訟の準備等が困難になることが考えられます。

2 3. (該当箇所)

p. 25 第 16 手数料の電子納付

2 郵便費用の手数料への一本化

(意見)

郵送費用を手数料に一本化する場合には、全体として従前よりも値下げとなるようにし、当事者の負担にならない程度にしてください。

なお、原告が負担していた送料は手数料に組み込むことができますが、被告が負担していた送料については組み込むべき手数料がないところ、その点についても検討してください。

(理由)

様々な場面で手数料が発生しますので、全体での考え方を統一して、当事者の負担にならないように考えるべきです。

2 4. (該当箇所)

p. 27 第 18 障害者に対する手続上の配慮

(意見)

障がい者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについては賛成いたしますが、相手方の当事者に負担にならないような仕組みの検討をお願いします。

(理由)

障がい者に対する手続上の配慮に関する規律を設けるにあたり、公平性の観点から、相手方の当事者の負担とならない規律の検討が必要です。また、障がい者対応のための費用負担などにも考慮すべきであると考えます。

以上